

令和7年度農山漁村振興交付金公募要領

（（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）
（広域ネットワーク推進事業「中国四国農政局農泊推進プロモーション」））

第1 はじめに

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいいます。

この取組を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

このため、農泊地域の魅力を効果的に発信するプロモーション手法を提案し情報発信を通じて、一般消費者や企業、インバウンド消費者等に対する農泊の認知度を高め、農泊の需要を喚起する取組として、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付し、農泊をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組を行います。

これら取組に対して、振興交付金を交付する広域ネットワーク推進事業「中国四国農政局農泊推進プロモーション」を実施します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領をご覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）並びに実施要領別記4を必ずご確認ください、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：令和7年6月19日（木）～7月3日（木）まで

（郵送による提出の場合も、同日17時までに必着すること。）

第2 事業内容等

この公募要領により公募を行う事業は、次の1に掲げる取組とし、その事業内容、事業実施主体等については、次のとおりです。

1 事業内容

事業の内容は、中国四国農政局農泊推進プロモーション（以下「本事業」という。）です。なお、具体的な事業内容、公募上限額及び公募予定数は、別表2に定めるとおりです。

2 事業実施主体

事業実施主体は、実施要領第4別表1に記載されている次に掲げる者としします。

特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人、民間企業。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定日から令和8年3月31日までとします。

4 その他

本事業を通じて得られた知見及び成果は、今後の農泊の推進に係る施策の検討等に活用されることから、事業実施主体は業務上知り得た情報を守秘することを誓約していただきます。

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書（提案書様式）

提案書様式には、本事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画について記入していただきます。

なお、交付金の対象経費の区分等については、公募要領の別表1を参照してください。

(2) 組織の概要、活動内容等を示す以下に掲げる資料（提案書に添付すること。）

ア 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合、その内容が確認できる資料、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料）

エ 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間の資料）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

提案者が、提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

第7に記載する書類提出先に、持参又は郵送願います。

(2) 提出期限

令和7年7月3日（木）17時まで（郵送による提出も、同日時までの必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）に、事業実施主体として不適格、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意の上作成願います。

イ 提出する提案書等は、1 提案者につき 1 点に限ります。

ウ 提出部数は 1 部です。（提出いただく提案書につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるよう、A 4 片面クリップ留めで提出ください。）

エ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

オ 提出された書類については、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。

カ 提出された書類については、必要に応じて内容について問合せをいたします。

第 4 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省中国四国農政局長（以下「中国四国農政局長」という。）は、外部有識者等から成る選定審査委員会を設置し、2 の審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）の案を決定します。審査は別添 1 の審査基準に基づき行います。応募のあった提案者の中から最高得点を付けた提案者が「補助金等交付候補者」となりますが、最高得点であっても 80 点中 40 点未満の場合は「補助金等交付候補者」は「無し」とします。なお、交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問は受け付けません。

2 審査の観点

審査は、別添 1 の審査基準に基づき行います。

3 審査結果の通知等

中国四国農政局長は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対してその旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。

選定の通知は、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることになります。

なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった提案者の中から、補助金等交付候補者を選定する場

合があります。その際は、事前に該当する提案者には連絡します。

第5 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領案（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 金融機関等から借入れを行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入れ計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入れ計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、事業承認者に報告すること。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、交付決定者は、補助金適正化法第10条による交付決定の取消しを行うことがあること。

また、交付決定者は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況の確認を行うことがあること。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用

権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、交付候補者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守していただく必要があります。

また、事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様に次の条件を遵守していただく必要があります。

- （１） 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事業承認者に報告すること。
- （２） 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （３） 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４） 本事業の実施期間中及び本事業終了後５年間に於いて、交付候補者及び当該交付候補者から本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に事業承認者と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

５ 成果物等の帰属

交付候補者が本事業の実施により作成した著作物（WEB サイト、ポスター、リーフレット、図、表、写真、動画、データ等）に関する著作権は、交付候補者に帰属します。なお、交付候補者は、農林水産省が公共の利益のため特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該著作権を利用し、又は利用させる権利を求める場合には、当該権利の無償利用を農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して許諾することとします。

また、交付候補者は、本事業の実施期間中及び本事業の実施期間終了後５年間に於いて、本事業の成果として生じた著作権について、農林水産省以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に事業承認者に協議して承諾を得ることとします。

なお、本事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様にこれらの条件を遵守することとし、交付候補者と交付事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、本事業の開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

６ 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付

等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

7 事業成果等の評価に係る協力

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業評価年度以降も事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について協力をお願いすることがあります。調査には必ず協力してください。また、調査内容によっては、関係する団体やその構成員に御協力をいただくこともありますので、あらかじめ周知していただくようお願いいたします。

8 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第7 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話により御連絡いただきますようお願いいたします。なお、お問合せ時間は、平日のみで10:00～17:00の間となります。

また、書類提出先も同様となります。

【連絡先】

農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1

TEL：086-224-4511（内線2524）担当：大掛

別表 1 対象経費の区分等

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕、翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（ただし退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等

注意点

- 1 支払いを証明できる証拠書類等が保存されていない場合は、原則として対象経費として認められません。
- 2 交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出済の経費は、本事業の対象経費とはなりません。
- 3 対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。
- 4 本事業の遂行とは認められない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待等に要する経費等）は、対象経費とはなりません。

別表 2

事 項	具体的な事業内容	公募上限額 及び 公募予定数
中国四国農政局農泊推進プロモーション	1 農泊推進フォローアップ等 (1) 中国四国地域の農泊を更に推進するため、次のフォローアップを行う。 ① 農泊地域の事務局担当者等に対しSNS等を活用した情報発信のための研修会を開催する。 (2) 令和6年度に農泊地域で実施したモニターツアーの評価を踏まえ、より効果的な事業化に結び付くモニターツアーを次のとおり実施する。 ① 岡山商科大学（岡山市）との包括連携協定の取組に係る農泊地域モニターツアーの企画・開催（1回）。 ② 上記モニターツアーの商品実用化に向けた検討。 (3) 農林水産省が選定した「農泊インバウンド受入促進重点地域」4地域の魅力向上や、中国四国地域の農泊インバウンド客誘致のための取組の一助とすることを目的に農泊インバウンド受入促進重点地域魅力アップセミナー（仮称）を次のとおり開催する。 ①中国四国農政局と包括連携協定を締結している安田女子大学（広島市）の国際観光ビジネス学科の生徒が参加し、若者目線で捉えた農泊地域の課題や魅力についてパネルディスカッションを実施。 ②上記セミナーの事前学習の一環として安田女子大学学生による農泊インバウンド受入推進重点地域でモニターツアーを実施する。 2 効果測定 本事業の目標を設定するとともに、目標達成に向け、実施事項ごとに適切なKPIを設定すること。	公募上限額は 500 万円として、1 事業実施主体を公募します。